

償却資産の申告は、1月31日(金)まで

申告期間：1月6日(月)～31日(金)

令和2年1月1日時点で美里町内に償却資産を所有しているかたは、申告書の提出をお願いします。

なお、1月1日時点で償却資産を所有していない場合でも、美里町内で事業を行っているかたは、資産がない旨の申告をお願いします。

償却資産とは…

個人や法人で工場や商店などを営んでいるかたが所有している、事業のために用いることができる機械、備品など（土地・家屋を除く）です。なお、近年設置されている太陽光発電設備も含まれます。

問合せ＝総務税務課 税務係 ☎76-5131

太陽光パネルを設置し売電する場合申告が必要です

土地や家屋の屋根などに、発電出力10kW以上の太陽光パネルを設置して売電する場合は、原則売電事業となり、償却資産の申告が必要です。

ただし、家屋に一体の建材（屋根材など）として設置する場合、固定資産税（家屋）として課税されるため、申告の必要はありません。



▶所有者および発電規模別の課税区分

所有者	10kW以上の太陽光発電設備	10kW未満の太陽光発電設備
個人	経済産業省の認定を受けた太陽光発電設備を設置して、売電する場合は、売電事業用の資産となり、課税の対象です。	売電事業用の資産とはなりませんので、償却資産としては課税の対象外です。
個人（個人事業主）	店舗やアパート、工場などを営む個人事業主のかたが、その事業のために太陽光発電設備を設置した場合は、売電の有無にかかわらず事業用の資産として課税の対象です。	
法人	事業の用に供している資産として、売電の有無にかかわらず課税の対象です。	

▶再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例について

次の条件をすべて満たす設備については、課税標準の特例の適用を受けることができます。

《特例内容》

新たに固定資産税が課せられることとなった年度から3年度分について、当該設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格が軽減されます。

《特例の適用を受けるための条件》

※提出書類については、税務係までお問い合わせください。

対象設備	再生可能エネルギー事業者支援事業補助を受けて取得された自家消費型太陽光発電設備		
発電出力	10kW以上	1,000kW未満	1,000kW以上
取得時期	平成28年4月1日～平成30年3月31日	平成30年4月1日～令和2年3月31日	平成30年4月1日～令和2年3月31日
特例割合	最初の3年度分 課税標準となるべき価格の3分の2	最初の3年度分 課税標準となるべき価格の3分の2	最初の3年度分 課税標準となるべき価格の4分の3

※前年度に申告されたかたには、12月中に申告書を送付しています。初めて申告する場合など、お手元に申告書がない場合にはご連絡ください。

※申告書は町ホームページ（税金→様式ダウンロード）からダウンロードすることもできます。

令和元年度分所得税確定申告

税理士による無料税務相談をご利用ください

申告相談と申告書の作成を無料で行います。希望するかたは、事前に各税理士事務所に電話連絡のうえご利用ください。

- 対象者 年収600万円以下の給与所得者で医療費控除や住宅借入金等特別控除などの申告をするかた
年金受給者で確定申告が必要なかた
- 相談日時 2月1日(土)～15日(土)（日曜・祝日を除く）午前9時30分～午後4時
※事前連絡の際に相談日時、必要書類などを確認してください。
- 問合せ 関東信越税理士会本庄支部 ☎22-7091

■無料税務相談の日程

日程	税理士名	電話	事務所所在地
2月1日(土)	根岸 精一	☎21-2235	本庄市五十子
	松本 和弘	☎33-0315	上里町三町
	松本 純一	☎33-0315	上里町三町
2月3日(月)	浅見 秀子	☎24-0679	本庄市西富田
	小池 裕太	☎22-3074	本庄市本庄
	柴崎 厚	☎22-0606	本庄市栄
2月4日(火)	石田九洲男	☎21-6857	本庄市本庄
	野沢 一雄	☎34-2696	上里町七本木
	三沢 俊之	☎21-2800	本庄市朝日町
2月5日(水)	木村 睦子	☎23-1120	本庄市けや木
	松木 正則	☎34-0307	上里町七本木
	目時 悟	☎33-8859	上里町金久保
2月6日(木)	田村加代子	☎33-8859	上里町金久保
	塚本 富雄	☎76-0684	美里町下尻玉
	宮田 昌代	☎33-2764	上里町七本木
2月7日(金)	小暮眞一郎	☎33-2141	上里町勸使河原
	多賀谷 実	☎21-7871	本庄市見福
	松本 悦子	☎24-1965	本庄市若泉

日程	税理士名	電話	事務所所在地
2月8日(土)	小川 輝	☎21-0888	本庄市牧西
	菅野 幸夫	☎24-3602	本庄市若泉
	三澤 力男	☎25-7988	本庄市朝日町
2月10日(月)	黒澤 祥一	☎33-1414	上里町七本木
	田中 圭二	☎22-3733	本庄市栗崎
	真々田 豊	☎71-4529	本庄市東台
2月12日(水)	須永 秀和	☎22-4867	本庄市前原
	角谷 高之	☎22-5370	本庄市駅南
	吉澤 政志	☎71-9945	上里町勸使河原
2月13日(木)	田村 幸一	☎71-7808	本庄市下野堂
	塚本 雅俊	☎71-4910	上里町七本木
	松本 健	☎24-5614	本庄市本庄
2月14日(金)	青木 貴子	☎22-3491	本庄市南
	入 敏明	☎71-7792	本庄市千代田
	藤井 桂一	☎21-3625	本庄市見福
2月15日(土)	池田 敦司	☎71-7901	本庄市西富田
	岩堀 薫	☎21-1678	本庄市朝日町
	山下 政信	☎72-1317	尻玉町吉田林

税務署からのお知らせ

いつでもどこでもスマホ申告

令和2年1月から、2か所以上の給与所得があるかた、年末調整が済んでいないかた、年金収入や副業などの雑所得があるかたなど、「スマホ専用画面」をご利用いただけるかたの範囲が広がります。

スマホで見やすい専用画面

令和元年分の確定申告書の作成は、簡単で便利なスマートフォンで行ってください。スマートフォンで作成した申告書は、IDとパスワードを入力すれば簡単にe-Taxで申告することができます。

※ID・パスワードは、最寄りの税務署で発行しています。また、発行手続きには、運転免許証などの顔写真付きの本人確認書類が必要となります。※ID・パスワード方式は暫定的な対応です。お早

めにマイナンバーカードの取得をお願いします。

消費税の確定申告をされるかたへ

消費税の確定申告書を作成するには、令和元年10月1日以降の取引について、売上げや仕入れなどを税率（軽減税率8%・標準税率10%）ごとに区分して記帳するなどの経理（区分経理）を行った帳簿が必要となります。

また、令和元年分からは、消費税確定申告書を作成するには、区分経理を行った帳簿に基づき、「課税取引金額計算表」の作成が必要となります。

問合せ＝本庄税務署 ☎22-2111（代表）

※自動音声案内の「2」をお選びください。担当部署へおつなぎします。